

# 伐採造林届の添付書類が統一されます

- 森林の立木を伐採するときは**伐採造林届**の提出が必要です。
- **伐採造林届の添付書類**について、森林法施行規則に基づく**統一的な運用に見直されます。**
- 書類の添付は義務となりますので、**該当する場合には、必ず添付をお願いします。**

## 添付書類

## 具体的な内容

森林の位置図・区域図

届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面  
(縮尺は任意です)

届出者の確認書類

個人：氏名・住所がわかる書類（住民票の写しなど）  
法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類

他法令の許認可関係書類

届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類  
(許認可後の場合は許可書の写しなど)

該当する場合のみ

土地の登記事項証明書等

土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類

伐採の権原関係書類

立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類

届出者が土地所有者でない場合

隣接森林との境界関係書類

伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類

以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。

- ① 単木的な伐採などの場合で境界に明らかに隣接しない場合
- ② 境界杭や明瞭な地形地物などにより境界が明らかな場合
- ③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合

市町村長が必要と認める書類

伐採および集材に関するチェックリスト、地元関係者との協議書など市町村が実情に応じて条例などに定める書類  
(各市町村にお問合せください)

## ○ 区域図は、実測が必要か？

伐採・造林を行う位置・区域がわかるものであれば、実測は必要ありません。

## ○ 届出者（個人）の本人確認書類はどのようなものが該当するか？

住民票の写し、個人番号（マイナンバー）カード（表面）の写し、又はこれらに類するものとして運転免許証の写しなどが該当します。

## ○ 他法令の許認可後でなければ、届出は出せないのか？

他法令の許認可が必要な場合、許認可の申請前（または申請中）であっても、その状況を記載した書類を添付することで届出可能です。

## ○ 他法令の許認可の申請状況が分かる書類とはどのような書類か？

許認可の種類、申請先行政庁、申請年月日（申請前の場合は申請予定時期）を記載した書類で、記載例は下記「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル」をご参照ください。

## ○ 土地所有権または造林権限があることを証明する書類にはどのようなものが該当するか？

土地の登記事項証明書、土地の売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、固定資産税納税通知書、登記情報提供サービスから取得した登記情報（照会番号のあるもの）を記した書類、伐採後の造林に係る受委託契約書、土地の賃借契約書等やその写しが該当します。

## ○ 口頭契約のため、売買契約書がない場合は、どうすればいいか？

土地や立木の売買等が口頭契約のため書面が存在せず、契約書の添付が難しい場合には、権原を有することとなった経緯を記載した書面の添付をお願いします。なお、事後のトラブル防止につながりますので、契約書などの書面の作成に努めていただくようお願いします。

## ○ 境界関係書類は、隣接森林所有者の署名・捺印などが必要か？

伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであり、伐採区域を確認した隣接森林者の氏名や確認日時がわかる書類であれば、署名・捺印などは必要ありません。

## ○ 隣接森林所有者が不明で境界確認ができない。どうすればいいか？

隣接森林所有者と連絡がつかないなど特別の事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書類を添付してください。また、その場合には、隣接地から距離を空けるなど伐採区域を工夫し、誤伐等を防止するための対策を実施してください。

詳細については、各市町村の林務部局にご確認ください。

また、林野庁HPに掲載の「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル」についてもご参照ください。

林野庁HP：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>